

固定資産台帳等の活用について

令和元年6月27日
総務省自治財政局財務調査課

地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

地方公会計と公共施設等の適正管理をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

統一的な基準による固定資産台帳・財務書類の整備

地方公会計

- 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、**公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といったデータを含む固定資産台帳を整備**する。※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要
- 統一的な基準による財務書類(貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書等)を作成する。

公共施設等総合管理計画等の不断の見直し

公共施設等適正管理

- 固定資産台帳のデータ、各施設の診断結果や個別施設計画に記載した具体的な対策内容等を踏まえ、**将来の施設更新必要額の推計等を行い、充当可能な財源と見比べながら、公共施設等総合管理計画を不断に見直す。**

各分野ごとの個別施設計画の策定

- 個別施設ごとに、点検・診断によって得られた個別施設の状態を踏まえ、対策内容と実施時期、対策費用の概算等を整理する。

施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

- **施設別の行政コスト計算書等によるセグメント分析を実施**することで、個別具体的な統廃合等の議論(各論)につなげることができる。※公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方(総論)が盛り込まれている

公共施設等適正管理推進事業債等の活用

公共施設等適正管理

- 個別施設計画等において、具体的な対策を決定した公共施設等について、**公共施設等適正管理推進事業債等**を活用することにより、集約化・複合化、転用、除却、長寿命化等を円滑に推進することができる。

資産管理における公会計情報の活用のあり方について

(1) 資産管理に活用可能な公会計情報

① 固定資産台帳【第1回、第2回で議論】

- ・ 各資産の取得年月日、耐用年数、取得価額等の金額情報
 - ・ 建設仮勘定、リース資産等の情報
 - ・ 建物や工作物本体とは耐用年数の異なる電気設備等の附属設備の情報
- 耐用年数経過後にどの程度更新費が発生するか推計することが可能
- 附属設備等の更新費を見込む等、単価等を用いた推計よりも精緻な推計が可能

② 施設別財務書類【第3回で議論】

- ・ 施設別の資産、負債(貸借対照表)、発生主義に基づくコスト(行政コスト計算書)等の情報
 - ・ 財源の内訳(純資産変動計算書、附属明細書)に関する情報
 - ・ 維持管理費や人件費の内訳に関する情報
- 各施設の老朽化の状況(有形固定資産減価償却率等)やコスト等を一覧化し、比較分析することが可能

(2) 資産管理への活用が想定される場面

① 公共施設等総合管理計画の改訂、個別施設計画の策定【第2回、第3回で議論】

- ・ 固定資産台帳の情報に基づく公共施設等の更新費用の推計
- ・ 有形固定資産減価償却率等に基づく対策の優先順位の検討
- ・ 施設別のコスト等の分析に基づく再配置・統廃合等の検討 等

② モニタリング【第3回で議論】

- ・ 施設別財務書類による、個別施設計画に定められた事業の進捗状況の確認 等

③ 財源の確保

- ・ 更新費用の推計、減価償却累計額等を参考にした計画的な財源の確保 等

固定資産台帳等の活用に向けた論点

① 固定資産台帳の情報の精緻化等

- 固定資産台帳は、取得年月日、耐用年数、取得価額等の金額情報を含むため、適切に整備・更新されていれば、公共施設等の更新費がどれだけ発生するかをより精緻に推計することが可能
ただし、取得価額が不明なもの等も多く、また、過去の取得価額が実態と合っていない場合には、推計に当たって価格や耐用年数等を置き換えることが必要
- また、固定資産台帳の整備時点では、建物本体と附属設備の耐用年数が異なる場合でも、一体とみなして計上しているが、更新費を正確に算定するためには、それぞれ減価償却計算を行うことが必要

→ 固定資産台帳の更新、精緻化にあたって課題となることは何か

② 固定資産台帳に登録された資産の施設等の単位による管理

- 固定資産台帳等をもとに施設別財務書類を作成するためには、施設毎に固定資産台帳に登録された資産を紐付けることが必要（施設毎にコードを設定し、集計する等）
- また、公共施設マネジメントに活用するためには、公共施設等総合管理計画に記載されている施設等の管理情報（施設カルテや施設白書等のデータ）と、固定資産台帳に登録された資産を共通のコードで管理する等、互換性を持たせることが重要

→ 固定資産台帳に登録された資産を施設等に紐付けるにあたって課題となることは何か

③ 庁内における固定資産台帳等に対する認識、利用体制の整備等

- 固定資産台帳と公共施設等の管理情報（施設カルテ等）を別のデータとしてそれぞれ整備・管理していること、地方公会計と公共施設マネジメントの所管部署が異なること等から、固定資産台帳の情報が資産の適正管理に利用されていない場合には、担当部署間の連携が必要

→ 固定資産台帳の情報を全庁的な資産管理等に利用するにあたって課題となることは何か